

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備等を行うものとするこ
と。（第一条から第五条まで関係）

一 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

四 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律
第二十四号）

第二 この法律は、一部の規定を除き、独立行政法人男女共同参画機構法の施行の日から施行するものとする
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。（附則第一項及び第二
項関係）